



- I. 米国 DOJ・SEC の FCPA ガイドライン改訂版の分析
- II. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2020年  
7月31日号

## I. 米国 DOJ・SEC の FCPA ガイドライン改訂版の分析

執筆者:木目田 裕、渋谷 卓司、平尾 覚、勝部 純、河本 貴大

### 1 はじめに

米国司法省(以下「DOJ」といいます。)及び米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)は、本年7月3日、A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Act(以下「FCPA ガイドライン旧版」といいます。)の改訂版(以下「FCPA ガイドライン改訂版」といいます。)を公表しました。

これは、DOJ 及び SEC が、2012 年に FCPA ガイドライン旧版を公表した以降 8 年間の FCPA 違反事件の集積や DOJ の執行ポリシーの改訂等を反映したものです。

本稿では、FCPA ガイドライン改訂版で新たに盛り込まれ、又は修正された主要な事項について、分析・検討を行います。

### 2 米国外で行為を行った個人に対する FCPA の適用に関する記載

FCPA ガイドライン改訂版においては、米国連邦控訴裁判所(Second Circuit)が、United States v. Hoskins 事件に関する決定(以下「Hoskins 事件決定」といいます。)において、個人の行為及び役割が FCPA の贈賄禁止条項に明示的に列挙された行為類型に該当する場合に限り、当該個人が FCPA の贈賄禁止条項の conspiracy、aiding 及び abetting で刑事訴追され得るとの見解を示したことについて言及されています<sup>1</sup>。

当該事件は、米国人と共謀の上インドネシアの高官に贈賄をしたとして、フランス企業の英国子会社役員である Hoskins 氏(英国人)が訴追されたという事案であり、司法省は、Hoskins 氏が米国人と外国公務員贈賄の共謀をしたことを、米国に居住していない外国人である Hoskins 氏が FCPA の規制対象となる根拠の 1 つとして主張しました。

これに対し、Hoskins 事件決定の前段階であるコネチカット州の連邦地方裁判所は、「FCPA の文言及び構造並びに立法及び改正経過を踏まえると、議会は、米国に居住していない外国人に対しては、それらの者が直接 FCPA に違反していない限り、共犯者であるとして刑事責任を負わせることを意図していない」等と述べ、米国人との共謀の事実のみをもって、米国の領域内で FCPA

<sup>1</sup> FCPA ガイドライン改訂版 36 頁、United State v. Hoskins, 902 F.3d 69, 76-97 (2d Cir. 2018)。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

違反に向けた行為を行っていない者をFCPAの規制対象とすることはできないと判断しました<sup>2</sup>。

Hoskins 事件決定も、上記連邦地方裁判所の判断を支持したものであり、その理由として「FCPA が同法上の責任を負い得る特定の個人を列挙していることが、conspiracy や complicity 条項の利用を通じた個人責任を創出することを避けるという議会の意図的な選択の表れである」こと等に言及しています<sup>3</sup>。

他方、Second Circuit に属さない地方裁判所は、Hoskins 事件決定の上記理由付けを否定する判断をし、被告人がFCPA違反を犯し得る個人の類型に属さないとしても、当該被告人がFCPAの贈賄禁止条項のconspiracy、aiding 及び abetting で刑事訴追され得ると結論付けた近時の事案もあり、FCPA ガイドライン改訂版でも紹介されています<sup>4</sup>。

とはいえ、上記 Hoskins 事件決定の理由付け及び結論は、FCPA の立法意思を踏まえた説得的なものであり、米国外で行為を行った個人に対するFCPAの適用について議論する上で無視し得ないものと考えられます。

この点が考慮されたものと思われませんが、例えば下記のような、FCPAガイドライン旧版において記載されていた、米国外で行為を行った者に対してconspiracy、aiding 及び abetting としてFCPAが適用される旨の文章<sup>5</sup>が、FCPAガイドライン改訂版においては削除されています<sup>6</sup>。

A foreign national or company may also be liable under the FCPA if it aids and abets, conspires with, or acts as an agent of an issuer or domestic concern, regardless of whether the foreign national or company itself takes any action in the United States.

他方、会計条項については、贈賄禁止条項と異なり、何人にも適用されるものであり<sup>7</sup>、Hoskins 事件決定の射程外であることが指摘されています<sup>8</sup>。

### 3 贈賄禁止条項の各要件等に関する事件のアップデート(FCPA ガイドライン改訂版第2章)

FCPA ガイドライン旧版では、贈賄禁止条項の各要件等に関する説明の中で、関連する事件が紹介されていましたが、FCPA ガイドライン改訂版においては、当該事件の紹介について、直近のものが追加され、又は直近のものに差し替えられるとともに、直近の事件を踏まえ、関連する記載が修正されています。

下記表において、贈賄禁止条項の要件等ごとに、追加された事件に関する記載や修正された記載の概要を記載します。

	要件・項目	追加された事件に関する記載・修正された記載の概要
①	腐敗の意図で(Corruptly)	ニューヨークを本拠とする商業不動産ブローカーが、当該ブローカーの顧客が所有するオフィスビル群を8億ドルで買うよう誘引するべく、中東の国の政府系ファンドの公務員に対して支払うために、仲介者に対して50万ドル支払った事件です <sup>9</sup> 。 当該50万ドルは、実際には仲介者にとどまり、上記公務員に渡りませんでした。上記ブローカーはcorruptlyに金銭を支払ったとしてFCPAに違反するものとされました。
②	利益(Anything of Value)	<現金(Cash)について> 米国における発行者の株主であったブラジル企業が、外国公務員に対する贈賄を行うための秘密の金融ストラクチャーを構築・運用した事件が紹介されています。同社は、現金を引き出して外国公務員に渡すことになっていたブラジルの両替商に対して資金を移転するなど

<sup>2</sup> なお、[本ニューズレター2018年9月号](#)掲載の木目田裕・平尾覚「FCPAの域外適用を否定する判決について」もご参照ください。

<sup>3</sup> *United State v. Hoskins*, 902 F.3d 69, 76–97 (2d Cir. 2018)。なお、同決定については、[本ニューズレター2018年9月号](#)掲載の木目田裕・平尾覚「FCPAの域外適用を否定する判決について」もご参照ください。

<sup>4</sup> FCPA ガイドライン改訂版 36 頁、*United States v. Firtash*, 392 F. Supp. 3d 872, 889 (N.D. Ill. 2019)。

<sup>5</sup> FCPA ガイドライン旧版 11 頁。

<sup>6</sup> FCPA ガイドライン改訂版 11 頁。

<sup>7</sup> 15 U.S.C. § 78ff(a)は、“Any person”が故意に虚偽又は誤解を招く報告を行った場合等における刑罰を規定しています。

<sup>8</sup> FCPA ガイドライン改訂版 46 頁。

<sup>9</sup> FCPA ガイドライン改訂版 13 頁、*United Stats v. Joo Hyun Bahn, et al.*, No. 16-cr-831 (S.D.N.Y Dec. 15, 2016)。

		<p>してました<sup>10</sup>。</p> <p>&lt;贈答、旅行、娯楽その他利益(Gifts, Travel, Entertainment, and Other Things of Value)について&gt;</p> <p>3つの新しい事例が追加されています。</p> <p>1 つめは、オランダのエネルギー企業が、外国公務員に対してスポーツイベントに関する旅費を支払ったり、外国公務員の子息の学費のための資金を支払ったり、豪華な船に乗せたりするなど、外国公務員に対して過度な贈答、旅行及び娯楽を提供した事件です<sup>11</sup>。</p> <p>2 つめは、米国における発行者であるスウェーデンの通信企業が、中国の国営通信企業とのビジネスを獲得するために中国政府職員に対して海外旅行を含めた贈答、旅行及び娯楽を提供するために、第三者に対して何百万ドルもの金銭を支払った事件です<sup>12</sup>。</p> <p>3 つめは、スイスに本拠を置く銀行の香港子会社が、中国公務員とのビジネスを獲得するために、当該公務員の子息を雇い、昇進させ、雇用し続けるという組織的なスキームに携わった事件です<sup>13</sup>。</p>
③	政府代行機関 (Foreign Official の定義の一部 <sup>14</sup> である Instrumentality)	<p>FCPA が定める政府代行機関(Instrumentality)の内容を判示した、United States v. Esquenazi 事件における米国連邦控訴裁判所(Eleventh Circuit)の判断が紹介されています。同裁判所は、「政府代行機関」とは、外国政府に支配され、当該支配をしている政府においてそれ自体として取り扱う機能を果たす事業体であると結論付けました<sup>15</sup>。</p> <p>その上で、同裁判所は、(a)政府が事業体を「支配」しているか否か、(b)事業体が、政府においてそれ自体として取り扱う「機能」を果たしているか否かにつき、それぞれを判断するための考慮要素を以下のとおり、具体的に提示しました。</p> <p>(a) 政府による「支配」に関する判断要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国政府による当該事業体の公式な認定</li> <li>・ 政府が当該事業体の過半数の株式を保有しているか否か</li> <li>・ 当該事業体の代表を雇用又は解雇する政府の能力</li> <li>・ 当該事業体に利益があったときに、政府の財源に直接還元される程度、及び、同様に、当該事業体が赤字になった場合に政府が当該事業体を資金援助する程度</li> <li>・ これらの兆候が存在し続けている期間の長さ</li> </ul> <p>(b) 事業体の「機能」に関する判断要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業体が遂行するために存在している機能を当該事業体が独占しているか否か</li> <li>・ 政府が当該事業体が役務を提供することに伴う費用を補助するか否か</li> <li>・ 当該事業体が当該外国において広く公衆に役務を提供するか否か</li> <li>・ 当該外国の公衆及び政府が、当該事業体が政府の機能を果たしているとの認識を一般的に有しているか否か</li> </ul>
④	第三者(Third Party)の取扱い	<p>2つの新しい事件が追加されています。</p> <p>1 つめは、フランスのグローバル金融サービス機関と米国を拠点とする投資管理会社が、リビアの国有金融機関とのビジネスを獲得するために第三者の販売代理店を繰り返し起用し</p>

<sup>10</sup> FCPA ガイドライン改訂版 14 頁、United States v. Odebrecht S.A., No. 16-CR-643 (E.D.N.Y. Dec. 21, 2016)。

<sup>11</sup> FCPA ガイドライン改訂版 15 頁、United States v. SBM Offshore, N.V., No. 17-cr-686 (S.D. Tex. Nov. 21, 2017)。

<sup>12</sup> FCPA ガイドライン改訂版 15 頁、United States v. Telefonaktiebolaget LM Ericsson, No. 19-cr-884 (S.D.N.Y. Dec. 6, 2019)。

<sup>13</sup> FCPA ガイドライン改訂版 16 頁、In re Credit Suisse (May 30, 2018)。

<sup>14</sup> 15 U.S.C. § 78dd-1(f)(1)(A)、§ 78dd-2(h)(2)(A)及び § 78dd-3(f)(2)(A)は、“foreign official”を以下のように定義しています。

The term “foreign official” means any officer or employee of a foreign government or any department, agency, or instrumentality thereof, or of a public international organization, or any person acting in an official capacity for or on behalf of any such government or department, agency, or instrumentality, or for or on behalf of any such public international organization.

<sup>15</sup> FCPA ガイドライン改訂版 20 頁、United States v. Esquenazi, 752 F.3d 912, 920-33 (11th Cir. 2014)。

		<p>で当該販売代理店に9000万ドルを超える手数料を支払ったという事件です。当該販売代理店は、当該手数料の一部を使用して、国有金融機関から約36億6000万ドルの資産の信託を確実に得るために、リビアの政府高官に高額な賄賂を渡しました<sup>16</sup>。その結果、フランスのグローバル金融サービス機関と米国の投資管理会社は合わせて約6億ドルの罰金を支払う等の制裁を受けました。</p> <p>2つめは、オランダのエネルギー会社が、1996年から2012年の間に、少なくとも5か国(ブラジル、アンゴラ、赤道ギニア、カザフスタン、イラク)の外国の公務員に賄賂を支払うために、第三者の販売代理店を起用し、少なくとも1億8000万ドルの手数を代理店に支払い、少なくとも28億ドルの利益を得たという事件です<sup>17</sup>。同社と米国子会社は、前CEOと販売・マーケティング担当幹部とともに、FCPA違反を認めました。</p>
⑤	(積極的)抗弁 (Affirmative Defense)	<p>FCPAの贈賄禁止条項には、(積極的)抗弁(affirmative defense)として、(i)当該支払が当該外国において明文で適法とされている場合(「現地法」の抗弁)、(ii)製品のデモンストレーション又は契約上の義務の履行の一部として金が使われた場合(「合理的かつ正当な支出」の抗弁)が規定されている旨の記載の後に、被告人の抗弁が通らなかった例として、以下の事件が紹介されています。</p> <p>被告人が国連大使2名に対して贈賄するスキームに関連してFCPA違反及びマネーロンダリングの共謀をしたとして訴追された事案(<i>United States v. Ng Lap Seng</i>)において、上記(i)の抗弁に関する陪審への説明に関して、被告人が、アンティグア及びドミニカの成文法令においては、問題となっている支払が違法である旨明記されていないことから、両国における支払についてはFCPA違反とはならない旨主張したのに対して、地方裁判所は、上記説明はFCPAで定めるaffirmative defenseでいうところの「明文の法令」という文言の意味に反するとして、被告人の主張が適用されれば、非現実的な結果を招くとして、陪審に対して上記説明を行うことを認めませんでした<sup>18</sup>。</p>

#### 4 Successor Liability に関する記載の補充(FCPA ガイドライン改訂版第2章)

FCPA ガイドライン旧版においても、一般的な法的論点として、ある企業が他の企業と合併し又は他の企業を買収する場合、承継企業(successor)が前身企業(predecessor)の責任を負うことに触れられた上で、Successor Liability について説明されていますが<sup>19</sup>、FCPA ガイドライン改訂版 29~32 頁において、Successor Liability に関する記載が補充されています。

まず、DOJ 及び SEC が、特に買収者が強固なコンプライアンスプログラムを整備しており、当該プログラムを合併又は買収の対象企業において実施できる限り速やかに実施する場合、当該企業合併及び買収に潜在的なメリットがあると認識している旨指摘されています<sup>20</sup>。

また、DOJ 及び SEC は、強固な買収前のデューデリジエンスが不可能である場合があることを認識しており、そのような場合は、買収者による買収後のデューデリジエンスやコンプライアンスの統合に向けた努力が適時に、そして網羅的になされているかに着目する旨指摘されています<sup>21</sup>。

そして、Successor Liability に関する事件が追加されています。具体的には、2つの石油会社とガス会社の合併前に、両方の会社が長年にわたってFCPA違反を犯していたという事件です。2つの会社的一方が米国における発行者であり、もう一方が米国に拠点を置く子会社を通じて運営していた元発行者でしたが、この両社が合併して新会社を設立しました。当該新会社は、承継企

<sup>16</sup> FCPA ガイドライン改訂版 22 頁、*United States v. Société Générale*, Information, *United States v. SGA Société Générale Acceptance, N.V.*, No. 18-cr-274 (E.D.N.Y. May 30, 2018)。

<sup>17</sup> FCPA ガイドライン改訂版 22 頁、*United States v. SBM Offshore, N.V.*; Criminal Information, *United States v. SBM Offshore USA, Inc.*, No. 17-cr-685 (S.D. Tex. Nov. 21, 2017)。

<sup>18</sup> FCPA ガイドライン改訂版 24 頁、*United States v. Ng Lap Seng*, No. 15-cr-706 (S.D.N.Y. July 26, 2017)。

<sup>19</sup> FCPA ガイドライン旧版 28~33 頁。

<sup>20</sup> FCPA ガイドライン改訂版 29 頁。

<sup>21</sup> FCPA ガイドライン改訂版 29 頁。

業(successor)として FCPA に基づく責任を負いました<sup>22</sup>。

また、FCPA ガイドライン旧版においても指摘されていましたが、FCPA ガイドライン改訂版においても、DOJ 及び SEC が、多くの場合、特に買収企業が違反を発見し、適時には是正した場合、又は政府による前身企業の調査が買収に先行した場合に、買収企業ではなく、前身企業に対する法執行を追及したことが指摘されています<sup>23</sup>。そして、FCPA ガイドライン改訂版においては、このような事件の 1 つとして、米国に本拠を置く多国籍コングロマリットが、買収前に賄賂を支払って契約を取得していたフランスの電力輸送会社の電力事業を買収した事件が挙げられ、当該事件について、買収企業に対する Successor Liability は追及されなかったことが指摘されています<sup>24</sup>。

さらに、DOJ FCPA Corporate Enforcement Policy に基づき、適切な事件について、違反行為を自主的に開示した買収者は、対象企業において量刑を加重する事情(aggravating circumstances)が存在したとしても、訴追免除(declination)の資格がある場合がある旨指摘されています<sup>25</sup>。

## 5 企業の内部会計統制とコンプライアンスプログラムの関係に関する追記(FCPA ガイドライン改訂版第 3 章)

FCPA ガイドライン改訂版では、FCPA の会計条項において定められている内部会計統制システムの構築・維持義務に関し、企業における内部会計統制とコンプライアンスプログラムの関係について追記がなされており、両者は同義ではないものの、効果的なコンプライアンスプログラムはその重要部分において内部会計統制の要素と重なり合うと述べられており、また、両者とも、当該企業の実際のビジネス上のリスクを踏まえて設計されるべきである旨が述べられています<sup>26</sup>。

## 6 会計条項違反により刑事責任を問われた事件のアップデート(FCPA ガイドライン改訂版第 3 章)

下表のとおり、FCPA ガイドライン改訂版において、会計条項違反により刑事責任を問われた事件について、直近のものに差し替えられています。

追加された事件に関する記載の概要	
①	米国所在のヘッジファンドが、訴追延期合意(Deferred Prosecution Agreement)において、リビアの仲介者に対する支払に関して会計帳簿に虚偽記載を行ったこと及び内部会計統制システムの不備を認めた事案 <sup>27</sup> 。
②	米国の電機メーカーが、日本の親会社をして会計帳簿に虚偽記載をさせたとして訴追され、訴追延期合意において、実態のないコンサルタントに対してコンサルタント費用名目で支払を行ったこと及び内部会計統制システムの不備を認めた事案 <sup>28</sup> 。

## 7 FCPA に関連する DOJ・SEC のポリシー紹介のアップデート(FCPA ガイドライン改訂版第 5 章、第 6 章)

下表のとおり、FCPA ガイドライン改訂版において、FCPA に関連する DOJ・SEC のポリシーや取り組みの紹介が追記されています。

<sup>22</sup> FCPA ガイドライン改訂版 30 頁、*United States v. TechnipFMC plc*, No. 19-cr-278 (E.D.N.Y. June 25, 2019)、*United States v. Technip Offshore USA, Inc.*, No. 19-cr-279 (E.D.N.Y. June 25, 2019)。

<sup>23</sup> FCPA ガイドライン旧版 29 頁、FCPA ガイドライン改訂版 30 頁。

<sup>24</sup> FCPA ガイドライン改訂版 30 頁、*United States v. Alstom S.A.*, No. 14-cr-246 (D. Conn. Dec. 22, 2014)、*United States v. Alstom Grid, Inc.*, No. 14-cr-247 (D. Conn. Dec. 22, 2014)。

<sup>25</sup> FCPA ガイドライン改訂版 32 頁。

<sup>26</sup> FCPA ガイドライン改訂版 40-41 頁。

<sup>27</sup> FCPA ガイドライン改訂版 45 頁、*United States v. Och-Ziff Capital Mgmt. Group LLC*, No. 16-cr-516 (E.D.N.Y. Sept. 29, 2016)。

<sup>28</sup> FCPA ガイドライン改訂版 45-46 頁、*United States v. Panasonic Avionics Corp.*, No. 18-cr-118 (D.D.C. Apr. 30, 2018)。

	ポリシー等	ポリシー等に関する記載の概要
①	DOJ の FCPA Corporate Enforcement Policy <sup>29</sup>	DOJ の 検 察 官 マ ニ ュ ア ル (Justice Manual) に 組 み 込 ま れ て い る FCPA Corporate Enforcement Policy におい て、 企 業 が 不 正 行 為 を 自 主 申 告 し、 完 全 に 協 力 し、 適 時・ 適 切 に 是 正 措 置 を 行 っ た 場 合、 対 象 企 業 におい て 量 刑 を 加 重 す る 事 情 (aggravating circumstances) が 存 在 し な い 場 合 は 訴 追 免 除 (declination) が 推 定 さ れ る 旨 等 が 定 め ら れ て い る と ころ、 FCPA ガ イ ド ラ イ ン 改 訂 版 で は、 そ の 概 要 や 訴 追 免 除 の 事 例 が 紹 介 さ れ て い ま す <sup>30</sup> 。
②	DOJ の Evaluation of Corporate Compliance Programs <sup>31</sup>	DOJ の 公 表 し た ガ イ ド ラ イ ン で あ る Evaluation of Corporate Compliance Programs におい て、 検 察 官 が 企 業 の コ ン プ ラ イ ア ン ス プ ロ グ ラ ム の 実 効 性 を 判 断 す る 際 の 評 価 要 素 が 示 さ れ て い る と ころ、 FCPA ガ イ ド ラ イ ン 改 訂 版 で は そ の 概 要 が 紹 介 さ れ て い ま す <sup>32</sup> 。
③	同一違反事案における処罰の積み重なり(Piling On)を回避する取り組み	DOJ・SEC が 各 国 当 局 と の 間 で 協 調 し、 同 一 違 反 事 案 におい て 処 罰 が 積 み 重 な る こと (Piling On) を 回 避 す る 取 り 組 み を 行 っ て い る こと が 紹 介 さ れ て い ま す <sup>33</sup> 。
④	DOJ の Corporate Monitor に関するプラクティス	DOJ の Assistant Attorney General で あ っ た Brian A. Benczkowski 氏 の 2018 年 10 月 11 日 付 け メ モ におい て、 検 察 官 が 違 反 企 業 と 和 解 を 行 う 場 合 に Corporate Monitor を 義 務 付 け る か 否 か を 判 断 す る 際 の 評 価 要 素 が 示 さ れ て い る と ころ、 FCPA ガ イ ド ラ イ ン 改 訂 版 で は そ の 概 要 が 紹 介 さ れ て い ま す <sup>34</sup> 。

<sup>29</sup> DOJ FCPA Corporate Enforcement Policy に関し、2019 年 3 月の改訂については[当事務所北米ニュースレター2019年5月号](#)掲載の平尾覚ほか「米国司法省による FCPA Corporate Enforcement Policy の改訂」も、2019 年 12 月の改訂については[本ニュースレター2019年12月27日号](#)掲載の渋谷卓司「2019 年における米国司法省の FCPA エンフォースメント」もご参照ください。

<sup>30</sup> FCPA ガイドライン改訂版 51-54 頁。

<sup>31</sup> DOJ Evaluation of Corporate Compliance Programs の 2020 年 6 月の改訂については、[本ニュースレター2020年6月30日号](#)掲載の平尾覚「米国司法省の Guidance on the Evaluation of Corporate Compliance Programs の改訂」もご参照ください。

<sup>32</sup> FCPA ガイドライン改訂版 61 頁。

<sup>33</sup> FCPA ガイドライン改訂版 71 頁。

<sup>34</sup> FCPA ガイドライン改訂版 74 頁。



きめだ ひろし  
**木目田 裕**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[h\\_kimeda@jurists.co.jp](mailto:h_kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



しぶや たかし  
**渋谷 卓司**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[ta\\_shibuya@jurists.co.jp](mailto:ta_shibuya@jurists.co.jp)

クロスボーダーを含む危機管理・コンプライアンスを中心とする企業法務に従事する。国内外における国際カルテル・外国公務員贈賄・会計不正・インサイダー取引・相場操縦・品質偽装問題その他の不正・不祥事等、企業が直面する様々な問題事象につき、内部調査・当局対応・再発防止策の助言等を通じて、その対応をサポートしているほか、贈賄防止体制構築支援等、企業のグローバルなコンプライアンス体制推進の助言等を行う。1990年慶應義塾大学法学部卒業。2004年ジュネーブ国際大学経営学修了(MBA)。1992年検事任官。東京地検特捜部、法務省刑事局(刑事法制課、国際課)、外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部等での勤務を経て、2010年退官し弁護士登録とともに当事務所入所。2013年よりパートナー弁護士。



ひらお かく  
**平尾 覚**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[k\\_hirao@jurists.co.jp](mailto:k_hirao@jurists.co.jp)

公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルやFCPA事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応等を手掛ける。



かつべ じゅん  
**勝部 純**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[j\\_katsube@jurists.co.jp](mailto:j_katsube@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録、2013年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録、2017年カリフォルニア州弁護士登録。2014-2016年三井物産株式会社法務部アジア・大洋州法務室出向。会計不正、競争法違反、品質不正事案のクロスボーダーの危機対応案件等を中心に手掛ける。

近時のセミナーに「企業が直面しているさまざまなリスクと危機管理体制の構築」、「いま会社を知るべき品質不正対応の4つのポイント～あなたの会社を守るために何ができるのか～」等。



こうもと たかひろ  
**河本 貴大**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[t\\_komoto@jurists.co.jp](mailto:t_komoto@jurists.co.jp)

2011年弁護士登録。2016-2018年証券取引等監視委員会事務局取引調査課・総務課訟務室出向、2018-2020年丸紅株式会社コンプライアンス統括部出向。

外国公務員贈賄、独禁法違反、インサイダー取引、マネーロンダリング等の不祥事案件のほか、贈収賄防止体制、競争法管理体制等のコンプライアンス体制の整備や贈収賄デューデリジェンス等のコンプライアンス案件に従事する。

## Ⅱ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者:木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。  
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2020年6月23日】

### 公取委、「独占禁止法に関する相談事例集(令和元年度)」を公表

<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r2/r1nendomokuji/index.html>

公正取引委員会は、2019年度における事業者等の活動に関する主要な相談事例を取りまとめました。同相談事例集には、以下の事例が掲載されています。

- (1) 銀行2社による店舗外ATMの設置拠点の統廃合及び相互開放
- (2) 空調設備メーカーの競争者間における相互OEM供給
- (3) 建設工事用の接着剤のメーカーによる競争者に対する全量製造委託
- (4) 医薬品メーカーによる医薬品の研究開発用化合物の共同購入及び共同利用
- (5) 家電メーカーによる小売業者への販売価格の指示
- (6) 化学品メーカーの団体による会員保有工場の定期修理に関する日程調整
- (7) 専門工事業者の団体による会員・発注者に対する現場における作業時間の短縮の要請
- (8) 包装資材メーカーを会員とする団体による会員の取引先に対する配送の効率化及び附帯作業の削減・有料化の要望
- (9) 特定の工法の普及活動等を行う団体による標準施工歩掛の策定・公表
- (10) 輸送用機器メーカーの団体による原産地証明のためのオンライン共通調査システムの構築
- (11) 農作物のブランド化推進団体による会員生産者に対する新品種の農作物の出荷先の制限等
- (12) レジ袋の有料化に伴う事業者団体による単価統一等の取組

【2020年6月24日】

### 証券取引等監視委、「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」を公表

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20200624.htm>

証券取引等監視委員会は、2019年4月から2020年3月までの間に、金融商品取引法違反となる不公正取引に関し、勧告を行った事例を取りまとめ、公表しました。同事例集に記載されている2019年度における課徴金勧告事案の特徴は以下のとおりです。

#### 【インサイダー取引】

- ・ バスケット条項を適用した事案を複数勧告
- ・ 上場会社の役員自らが、情報伝達・取引推奨規制違反となる情報伝達・取引推奨を行った事案を複数勧告
- ・ 取引推奨規制違反のみを行った者を対象とした事案を複数勧告
- ・ 損失の発生を回避させる目的をもって売付けの推奨を行った事案を勧告
- ・ 海外に居住する個人投資家によるクロスボーダー取引を利用したインサイダー取引事案を勧告

#### 【相場操縦】

- ・ 受託証券会社から見せ玉について注意を受けないようにするため、見せ玉を全部取り消さずに一部を約定させたり、指値を訂正して約定を回避するなどしていた事案を複数勧告
- ・ 10本値内の幅広い価格帯に見せ玉を発注していた事案を勧告
- ・ 過去5年以内に課徴金納付命令を受けた者による2回目の相場操縦事案を勧告

【2020年6月24日】

**公取委、「令和元年度における消費税転嫁対策の取組と今後の取組について」を公表**

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/jun/200624.html>

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく、消費税の転嫁拒否等の行為(以下「転嫁拒否行為」といいます。)に対する迅速かつ厳正な対処のための取組や転嫁拒否行為の未然防止のための取組等を取りまとめ、公表しました。同取りまとめによると、2019年度の勧告・指導の措置件数は計749件であり、過去最多となったとのことです。

【2020年6月29日及び同月30日】

**金融庁、インサイダー取引規制に係るノーアクションレターに対する回答及び「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」を公表**

インサイダー取引規制に係るノーアクションレターに対する回答について

[https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou\\_2/kinsyou/index.html](https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou_2/kinsyou/index.html)

「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」について

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/shouken/20200630/20200630.html>

金融庁は、本年6月29日、インサイダー取引規制に係るノーアクションレターに対する回答を、同月30日、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」をそれぞれ公表しました。同回答及び内閣府令案の内容については、[本ニューズレター2020年7月15日号](#)(「インサイダー取引規制に係る近時のノーアクションレター回答及びパブリックコメント案の検討」)をご覧ください。

【2020年6月30日】

**公取委、スタートアップの取引慣行に関する実態調査に関する中間報告書を公表**

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/jun/200630.html>

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/index.html>(2020年7月3日実施第40回会議配布資料1-1参照)

公正取引委員会は、2020年6月30日、スタートアップの取引慣行に関する実態調査の中間報告書を公表しました。本報告書では、スタートアップに対するアンケート調査の結果として、スタートアップが、大企業と連携する場合に、秘密保持契約の締結に際して、秘密保持期間が短かったり、スタートアップのみが秘密情報の開示を求められる等、大企業に一方的に有利な条項となっている事案が報告されています。また、共同研究契約において、主に自主のノウハウを用いて新たに生み出された発明等であっても、大企業に権利が帰属する条件となっている事案が多数見られた旨も報告されています。

この実態調査の結果を踏まえて、経済産業省は、研究開発型スタートアップと企業間で提携される秘密保持契約、PoC(技術検証)契約、共同研究開発契約及びライセンス契約のモデル契約書を公表しました<sup>35</sup>。更に、政府の未来投資会議は、成長戦略実行計画案において、今後、更なる実態調査を行った上で、各契約における問題事例とその具体的改善の方向や、独占禁止法の考え方を整理したガイドラインについて、年内を目途に案を作成し、意見公募手続きを開始することを盛り込むことを明言しています。

【2020年7月1日】

**国税庁、「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について(調査課所管法人の皆様へ)」を公表**

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm>

国税庁は、大企業(特別国税調査官が所掌する法人)の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について取りまとめ、公表しました。この取組は、上記調査官がトップマネジメントとの面談等を通じて税務に関するコーポレートガバナンスの状況を判定し、その状況が良好な法人に対しては、一定の取引の自主開示等を条件に、次回の税務調査時期を1年延長すること等を内容とするものです。また、同取りまとめは、税務調査の過程で収集した大企業の効果的な取組事例として、

<sup>35</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200630006/20200630006.html>

- ・ 税精通者を配置して活用する、社内監査を効果的に実施する、第三者的観点からの取組状況の確認を実施するなど、税務(経理)担当部署等の体制を整えること
- ・ 税務(経理)担当部署への情報の集約、事業部門と税務(経理)担当部署との連絡・相談体制等の強化、税務上の不適切行為を行った社員等に対するペナルティ制度の整備など、税務に関する内部牽制の体制を整えること等を挙げています。

【2020年7月1日】

**日本公認会計士協会、「監査提言集(一般用)」を公表**

[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20200701jbf.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20200701jbf.html)

日本公認会計士協会監査・規律審査会は、会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性についての調査事案を踏まえて監査提言集を取りまとめ、そのポイント及び事例の概要等を集約し、一般向けに公表しました。

【2020年7月10日】

**金融庁、「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」を一部更新**

[https://www.fsa.go.jp/news/r2/dp/compliance\\_report\\_update.html](https://www.fsa.go.jp/news/r2/dp/compliance_report_update.html)

金融庁は、コンプライアンス・リスク管理に関する具体的な事例や課題等をまとめた「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」について、2020年6月までに実施した実態調査等を踏まえて、更新しました。

【2020年7月10日】

**証券取引等監視委、「証券モニタリング概要・事例集」を公表**

<https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.htm>

証券取引等監視委員会は、2020年7月10日、同年6月までに同委員会が金融商品取引業者等に対して実施した監査等の事例も盛り込んだ「証券モニタリング概要・事例集」を公表しました。

【2020年7月17日】

**個人情報保護委、個人情報漏洩時に被害者へ通知を求める基準を策定**

2020年7月15日付け日本経済新聞

個人情報保護委員会は、個人情報の漏洩が起こった場合に被害者に対する通知を求める基準を策定するようです。

改正個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、原則として、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならないとされています(同法22条の2第2項)。

2020年7月15日付け日本経済新聞によれば、個人情報保護委員会は、個人情報の漏洩がサイバー攻撃などの不正アクセスが原因の場合には、個人情報取扱事業者に、必ず被害者への通知を義務付けることとするようです。また、個人情報の漏洩の原因がサイバー被害によるものでない場合でも、個人の病歴など情報漏えいの影響が深刻な場合や、被害者の人数が膨大である場合は、個人情報取扱事業者に、被害者への通知を義務付けることとするようです。

【2020年7月17日】

**総務省、法務省、経産省が電子署名に関する Q&A を公表**

<https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/esig.html>(「利用者の指示に基づきサービス提供者事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A」)

総務省、法務省及び経済産業省は、電子署名に関する Q&A として、(「利用者の指示に基づきサービス提供者事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A」)を公表しました。

そもそも、電子署名及び認証業務に関する法律において、「電子署名」とは、①電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、②当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであり、かつ③当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであるものを指すとされています(同法 2 条 1 項)<sup>36</sup>。

公表された Q&A では、利用者の指示に基づき、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者の署名鍵により暗号化等を行うサービス(いわゆる立会人型の電子署名)が、同法上の「電子署名」に該当することが明記されています(「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A」問 2)。すなわち、上記サービスにつき、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合には、利用者自身が「当該措置を行った者」に該当し、結論として上記②の要件を満たすものと考えられるとのことです。

【2020 年 7 月 21 日】

#### **サイバーセキュリティ戦略本部、サイバー防衛計画を策定**

<https://www.nisc.go.jp/conference/cs/>

政府のサイバーセキュリティ戦略本部は、行政機関や企業がとるべきサイバー対策の年次計画を決定しました。この中で、クラウドサービスを利用する際の留意事項についても示しています。

<sup>36</sup> さらに、同法 3 条では、電磁的記録であって情報を表すために作成されたものについて、電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われている場合に限り、真正に成立したものと推定するとされています。



きめだ ひろし  
**木目田 裕**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[h.kimeda@jurists.co.jp](mailto:h.kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと  
**高林 勇斗**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[y.takabayashi@jurists.co.jp](mailto:y.takabayashi@jurists.co.jp)

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき  
**西田 朝輝**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[a.nishida@jurists.co.jp](mailto:a.nishida@jurists.co.jp)

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ  
**松本 佳子**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[ke.matsumoto@jurists.co.jp](mailto:ke.matsumoto@jurists.co.jp)

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。